○海上技術安全研究所技術コンサルティング約款

（令和元年７月１日
海海総第29-3号）

（適用範囲）

第１条　この約款は、海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）が海上技術安全研究所技術コンサルティング規程（以下「規程」という。）に基づき実施される技術コンサルティングに適用します。

（定義）

第２条　この約款において、「委託者」とは、第４条第１項の通知を受け研究所と技術コンサルティング契約を成立させた者をいいます。

２　この約款において「技術コンサルティング」とは、規程に定める技術相談のうち、委託者からの委託を受け、研究所が蓄積する技術ポテンシャルを基に行う有用な知見の教授等であって、研究所の役職員等の当該業務への一定の労力が伴うもののうち、当該委託者がこれに要する経費を負担するものをいいます。

３　この約款において「発明等」とは、海上技術安全研究所職務発明等取扱規程（研究所規程第５６号）第１条に規定するものをいいます。

４　この約款において「受託研究」とは、海上技術安全研究所受託研究取扱規程（研究所規程第５４号）第１条に基づく契約をいいます。

（技術コンサルティングの申込み）

第３条　研究所による技術コンサルティングを申し込む場合は、研究所に「技術コンサルティング申請書」（様式１）を提出するものとします。

２　研究所との間で既に締結した技術コンサルティング契約について、役務内容の追加、期間の延長その他の契約条件の変更を要するときは、研究所に「技術コンサルティング変更申請書」（様式２）を提出するものとします。

（技術コンサルティングの受諾）

第４条　研究所は、次の各号に掲げる要件が全て満たされており研究所が技術コンサルティング業務を実施すると判断した場合、「技術コンサルティング受諾書」（様式３。以下「受諾書」という。）により技術コンサルティングを実施することを通知することとします。この通知により、研究所と技術コンサルティングを研究所へ委託しようとする者との間にこの約款及び受諾書に基づく技術コンサルティング契約（以下「本契約」という。）が成立し、又は変更されるものとします。

一　依頼の内容が国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成１１年法律第２０８号）第１１条第５号に定める成果の普及に資するものであること。

二　依頼の内容が研究所の知見を活用するものであって民間の主体では実施するの

が困難であると見込まれること。

三　技術コンサルティングの実施により、研究所の他の業務の遂行に著しい支障を来すおそれがないと見込まれること。

四　技術コンサルティング契約を研究所へ委託しようとする者が、第８条第１項に規定する技術コンサルティングに要する経費（以下「技術コンサルティング費」という。）の全額を技術コンサルティングの開始前又は研究所が特に認める場合には研究所が請求書で定める期限までに研究所に納付すると約すること。

２　研究所は、技術コンサルティング業務を実施しないと判断した場合は、回答書により技術コンサルティングを実施しないことを通知します。

３　第１項により成立又は変更された技術コンサルティング契約に基づき研究所が提供する役務内容、契約期間及び技術コンサルティング費は、受諾書記載のとおりとします。

（遵守義務、コンサルティング業務の範囲）

第５条　研究所及び委託者は、この約款及び研究所からの受諾書に記載されている事項を遵守するものとします。

２ 研究所は受諾書に定められた範囲を超えて業務を実施する義務を負うものではありません。

３ 技術コンサルティングの提供方法は、研究所又は委託者の事業所等における打ち合わせの他、電話、電子メール、ＦＡＸ送受信等の方法によるものとします。

（装置、施設の利用）

第６条　技術コンサルティングの実施のために、研究所又は委託者は、研究所の役職員等又はその指導を受ける委託者の役職員等を、各自の施設に受け入れる必要がある場合は、必要な手続きを経て受け入れるものとし、必要な便宜を当該役職員等に提供するものとします。

２　技術コンサルティングの実施のために、研究所又は委託者の役職員等が相手方の施設、設備、装置等を使用、利用する場合は、当該施設の内規に従うものとします。この場合において相手方は必要な教育等を実施し、相手方の施設等を利用する該当者はこれを受けるものとします。

３　技術コンサルティングの実施のために、委託者が研究所の施設の一部を占有で使用して当該技術コンサルティングの全部又は一部を行う場合は、研究所の定める海上技術安全研究所研究施設等の利用に関する規程（研究所規程第５５９号）等に基づき必要な事項を定めた契約を別途締結するものとします。

４　研究所又は委託者は、前３項により各自の役職員等が相手方の施設、設備、装置等を使用、利用する場合は、善良な管理者の注意をもって使用、利用するよう指導するものとします。

５　研究所又は委託者が故意又は重大な過失で相手側の施設、設備、装置を毀損、破損

した場合は、自己の費用と責任でこれを修繕等するものとします。

（労災）

第７条　本契約に関連して労災等が発生した場合は、当該者の雇用主が責任を持つものとし、相手側には責任はないものとし、当該雇用主は、相手側に損害賠償等の請求をしないものとします。ただし、相手側は、労災発生時及びその後において労災手続き等で協力するものとします。

（技術コンサルティング費等）

第８条　委託者は、次の各号に掲げる経費の合計額に消費税等を加えた額（以下、「技術コンサルティング費」という。）を所定の期日までに納付するものとします。

一　技術コンサルティングの遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び研究所が蓄積する技術ポテンシャルを基に行う指導助言等への対価としての技術コンサルティング料（以下、直接経費と技術コンサルティング料をまとめて「直接費」という。）

二　技術コンサルティングの遂行に関連して前号の直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接費」という。）

２　技術コンサルティング費により取得した設備等は、研究所の所有とします。

（技術コンサルティング費の返還）

第９条　研究所は、事由の如何を問わず委託者が納付した技術コンサルティング費を返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の式記載の金額（以下「精算基準額」という。）を、委託者が納付済みの額から控除した額を委託者に返還するものとします。なお、「解約日までの期間に相当する技術コンサルティング料」とは、技術コンサルティング料の日割り相当額（本契約の技術コンサルティング料を契約期間日数で割った額）に解約日までの日数を乗じた額とします。

a=解約日までの期間に相当する技術コンサルティング料

b=研究所が既に費消した直接経費実績額

精算基準額＝(a＋b)×(1＋間接経費割合)

一　研究所が第１４条第１項各号のいずれかに該当することにより、委託者が本契約を解約した場合

二　第１４条第２項により、研究所又は委託者が本契約を解約した場合

２　前項各号のいずれかに該当する場合において、委託者が納付した額が、精算基準額に不足する場合は、委託者は研究所が発行する請求書に基づき、請求書記載の期限までに不足額を納付するものとします。この場合において、委託者は技術コンサルティング費の未納額のうち当該不足額を超える額について、支払義務を負わないものとします。

（秘密の保持）

第１０条　研究所及び委託者は、技術コンサルティングにおいて知り得た一切の情報を

秘密情報として他の情報と明確に区別して取り扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、この限りではありません。

一　既に公知であるもの

二　第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

三　研究所又は委託者が相手方から当該情報を入手した時点で既に保有していたもの

四　研究所又は委託者が相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが立証できるもの

五　他の規程等に別段の定めがあるもの

２　研究所は、委託者から書面により、より厳重な情報管理が求められた場合には、追加措置として、当該情報にアクセスできる者を最小人数に制限し、その他の者が当該情報にアクセスできないよう適切な措置、その他必要な措置を講じるものとします。

３　第１項の規定にかかわらず、研究所及び委託者は、開示を受けた秘密情報につき裁判所、行政機関等より法令等に基づき開示を求められた場合、最小限の範囲に限り、開示した相手方に同意を得ることなく、当該機関等に開示することができるものとします。

（再委託）

第１１条　研究所は、必要があるときは、委託者の同意を得て、当該技術コンサルティングの一部を再委託することができるものとします。

（受託研究契約等への移行）

第１２条　研究所と委託者は、技術コンサルティングにおいて新たに発明等の発生が予測される場合には、速やかに受託研究契約その他適切な契約を締結するものとします。

（免責）

第１３条　研究所は、本契約により提供される技術コンサルティングについて、委託者の要求に合致すること、特定の目的に適合すること、技術の内容に市場性があり実現可能であること等を含め明示又は黙示を問わず一切の保証をするものではありません。技術コンサルティングの内容を用いた委託者又は委託者の取引先、顧客その他委託者関係者による商品の製造、商品の販売、役務の提供その他の行為によって委託者又は第三者に損害が発生した場合でも、研究所は委託者又は当該第三者に対し、一切の責任を負わないものとします。

（解約）

第１４条 特記事項に定めるもののほか、研究所又は委託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、本契約を解約することができるものとします。

一　この約款に違反し、１０日間以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行されないとき。

二　監督官庁から営業の取り消し又は停止の処分を受けたとき。

三　手形若しくは小切手の不渡処分を受け、仮差押え若しくは仮処分が執行され、又は強制執行が実施されたとき。

四　破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立てがあったとき。

五　解散の決議をしたとき。

２　研究所又は委託者は、天災事変その他の不可抗力によって、又は技術コンサルティングを担当する研究所の役職員等の退職、休職、長期療養等の事由により技術コンサルティングの遂行が困難となったときは、本契約を解約することができるものとします。

（残存条項）

第１５条　本契約の終了後も、この約款中、第１０条の規定は、当該契約期間終了後３年間有効とし、第６条第５項、第７条から第９条、第１３条、本条及び第１６条、第１７条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとします。

（合意管轄）

第１６条　研究所及び委託者は、東京地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的管轄裁判所とすることに同意します。

（準拠法）

第１７条　本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。

（その他）

第１８条　この約款に関し疑義が生じた場合又はこの約款に記載のない事項若しくはその取決め等については、研究所と委託者で誠意をもってその都度協議するものとします。

特記事項

（暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約）

第１条　研究所および委託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができる。

一　相手方が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　相手方の役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第

三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき

三　相手方の役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき

四　相手方の役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（損害賠償）

第２条　研究所または委託者は、第１条の規定により本契約を解約した場合には、これによりその相手方（以下この条において「当該相手方」という。）に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　研究所または委託者は、第１条の規定により本契約を解約した場合において、自らに損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとする。

３　前項に規定する場合において、請求者が損害の発生および損害額を立証することを要することなく、当該相手方は、技術コンサルティング費の額（本契約締結後、技術コンサルティング費の額に変更があった場合には、変更後の技術コンサルティング費の額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として請求者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、委託者が事業者団体であり、既に解散しているときは、研究所は、委託者の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、委託者の代表者であった者および構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、研究所または委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、研究所または委託者がその超える分について当該相手方に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　当該相手方が、第３項の違約金および前項の損害賠償金を請求者が指定する期間内に支払わないときは、当該相手方は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延損害金を請求者に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第３条　研究所または委託者は、本契約に関して、自らまたは委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否し、または委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとと

もに警察への通報および捜査上必要な協力を行うものとする。

附　則

この約款は、令和元年７月１日から施行する。

（様式１）

〇〇年〇〇月〇〇日

国立研究開発法人　海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所長 〇〇 〇〇 宛

（申込者代表者又はその委任を受けた者）
住所：〇〇県〇〇市〇〇町１－１
社名：〇〇〇〇株式会社
代表者名：代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

技術コンサルティング申請書

海上技術安全研究所技術コンサルティング約款に基づき、下記のとおり、技術コンサルティングを申し込みます。なお、技術コンサルティングの実施に当たっては、海上技術安全研究所技術コンサルティング約款において定められた全ての事項に従います。

記

（１）件名
（技術コンサルティングの目的や概要がわかるように一行程度で記載してください。）
（２）技術コンサルティングの内容
（希望する技術コンサルティングの内容を記載してください。）
（３）技術コンサルティングの希望期間
希望期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
希望頻度：月〇回 計〇回（各〇時間程度）
（４）技術コンサルティングを担当する研究所側の役職員等
（全員の氏名、所属を記載してください。）
（５）技術コンサルティングを受ける委託者側の役職員等
（全員の氏名、所属を記載してください。）
（６）研究所に提供する技術コンサルティング費
技術コンサルティング費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇.－（消費税及び地方消費税を含む。）
（７）委託者側の契約担当者の連絡先
住 所：〇〇〇
所 属：〇〇〇
役職名：〇〇〇　氏 名：〇〇　〇〇
電 話：〇〇〇　E-mail：〇〇〇
（８）その他特記すべき事項

（様式２）

○○年○○月○○日

国立研究開発法人　海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所長 ○○ ○○ 宛

（申込者代表者又はその委任を受けた者）
住所：○○県○○市○○町１－１
社名：○○○○株式会社
代表者名：代表取締役社長 ○○ ○○ 印

技術コンサルティング変更申請書

海上技術安全研究所技術コンサルティング約款に基づき○○年○○月○○日に締結した下記件名の技術コンサルティング契約について、下記のとおり変更したく申請します。なお、技術コンサルティングの実施に当たっては、海上技術安全研究所技術コンサルティング約款において定められた全ての事項に従います。

記

（１）件名
（技術コンサルティングの目的や概要がわかるように一行程度で記載してください。）
（２）技術コンサルティングの内容
（希望する技術コンサルティングの内容を記載してください。）
（３）技術コンサルティングの希望期間
変更後の希望期間：自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
変更後の希望頻度：月○回 計○回（各○時間程度）
（４）技術コンサルティングを担当する研究所側の役職員等
（全員の氏名、所属を記載してください。）
（５）技術コンサルティングを受ける委託者側の役職員等
（全員の氏名、所属を記載してください。）
（６）研究所に提供する技術コンサルティング費
技術コンサルティング費￥○,○○○,○○○.－（消費税及び地方消費税を含む。）
（７）委託者側の契約担当者の連絡先
住 所：○○○
所 属：○○○
役職名：○○○　氏 名：○○　○○
電 話：○○○　E-mail：○○○
（８）その他特記すべき事項

（様式３）

番号

〇〇年〇〇月〇〇日

申込者代表者又はその委任を受けた者 殿

国立研究開発法人　海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所長 〇〇 〇〇

技術コンサルティング受諾書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった下記件名の技術コンサルティングについては、下記のとおり受諾いたします。なお、別途研究所が発行する請求書に従い、技術コンサルティング費を所定の期日までに納付してください。

記

（１）件名
（２）技術コンサルティングの内容
（３）技術コンサルティングの期間
　実施期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
　実施予定頻度：月〇回 計〇回（各〇時間程度）
　ただし、研究所の役職員等の最大従事時間は、〇〇時間とする。
（４）技術コンサルティングを担当する研究所側の役職員等

（５）研究所に提供する技術コンサルティング費
技術コンサルティング費　　￥〇，〇〇〇，〇〇〇．－
（消費税及び地方消費税を含む。）
＜内訳＞
①直接費
　技術コンサルティング料 ￥〇，〇〇〇，〇〇〇．－
　直接経費　　￥〇，〇〇〇，〇〇〇．－
②間接費　　￥〇，〇〇〇，〇〇〇．－
（間接費割合〇〇％）
③消費税　　￥〇，〇〇〇，〇〇〇．－

（６）その他特記すべき事項